

R8年度改定における
様式を公開しました！

調剤ベースアップ評価料の届出書類の書き方

2026年4月版

- ★ 調剤ベースアップ評価料を算定して、
算定分をそのままスタッフの賃上げに充当する場合、
簡単に届出書類が作成できます！

算定分よりも大きな賃上げを行っていただく場合も
もちろん使えます！

簡素な様式！

一人でもできる！
短時間でできる！

はじめに

- 令和8年度診療報酬改定において保険薬局に勤務する職員の賃上げを進めるべく「**調剤ベースアップ評価料**」を新設いたしました。
それに伴い、調剤ベースアップ評価料の届出様式をベースアップ評価料特設ページに公開しております。
この新しい様式は、厚生労働省や地方厚生（支）局のウェブサイトからダウンロードできます。

届出は簡単！

1. **届出の様式（エクセル形式）をこちらからダウンロード**します。
2. 賃金改善状況について、今年度の8月に**中間報告**を行う（8月以降に算定開始する場合は除く。）旨、また次年度の8月に**実績報告を必ず行う旨の誓約**について、入力を行います。
3. 対象となる職員を確認します。
【3ページ】
4. あとは**メールで提出**するだけ！【6ページ】
5. 今後提出する報告書のご案内【7～8ページ】

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The page title is "ベースアップ評価料等について" (About Adjustment-based Evaluation Fees). The content includes a section titled "7. 調剤ベースアップ評価料の届出について" (About Submission of Adjustment-based Evaluation Fees for Dispensing). Under this section, there are instructions on how to submit, including a link to the submission form: "ベースアップ評価料を届け出る場合" (When Submitting Adjustment-based Evaluation Fees). The link "調剤ベースアップ評価料届出様式（様式103～104） [96KB]" is highlighted with a red box, and a red arrow points to it from the text "様式はこちら" (Form is here).

様式の記入方法① ～届出に関する基本的な事項を記載します

- まず、作成する「別添2」（届出書）・「様式103」（「届出書添付書類」）の書き方を解説します。
- それぞれの様式のオレンジ色の欄 全てに記入・チェックをお願いします。

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届出番号	
連絡先			
担当者氏名： <input type="text"/>			
電話番号： <input type="text"/>			
(届出事項)			
<input type="checkbox"/> (選択してください)		<input type="checkbox"/> (選択してください)	
の施設基準に係る届出			
!チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。			
<input type="checkbox"/>	当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。		
<input type="checkbox"/>	当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。		
<input type="checkbox"/>	当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。		
<input type="checkbox"/>	当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。		
標記について、上記基準のすべてに適合しているのを、別添の様式を添えて届出します。			
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
保険医療機関・保険薬局の所在地 及び名称 <input type="text"/>			
開設者名 <input type="text"/>			
<input type="text"/> 殿			
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

様式103

調剤ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

※項目が未チェックです

- 8月に、前年度の賃金改善の取組状況について、様式104「賃金改善実績報告書」により報告すること、算定を行っている年度における賃金改善の取組状況について、様式104「賃金改善中間報告書」により報告することについて、理解しました。
- 本評価料による収入については全て対象職員の賃上げに充当することについて、誓約します。
- 法人又はグループに属する場合は、当該法人内又はグループ内の本届出をする他の全ての保険薬局において、本様式に、同一内容（保険薬局コード、所在地及び名称は除く）を記入し、地方厚生(支)局長に届け出ています。（または、どのグループにも属していません。）

年 月 日 開設者名：

▶ 2つの様式のオレンジ色の欄を
すべて埋める必要があります。

様式の記入方法① ～届出に関する基本的な事項を記載します

- まず、作成する「別添2」（届出書）・「様式103」（「届出書添付書類」）の書き方を解説します。
- それぞれの様式のオレンジ色の欄 全てに記入・チェックをお願いします。

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届出番号	
連絡先			
担当者氏名： <input type="text"/>			
電話番号： <input type="text"/>			
(届出事項)			
<input type="checkbox"/> (選択してください)		<input type="checkbox"/> (選択してください)	
の施設基準に係る届出			
!チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。			
<input type="checkbox"/>	当届出を行う前6か月間において当届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。		
<input type="checkbox"/>	当届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。		
<input type="checkbox"/>	当届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。		
<input type="checkbox"/>	当届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。		
標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。			
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
保険医療機関・保険薬局の所在地 及び名称 <input type="text"/>			
開設者名 <input type="text"/>			
<input type="text"/> 殿			
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

様式103

調剤ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること


※項目が未チェックです

- 8月に、前年度の賃金改善の取組状況について、様式104「賃金改善実績報告書」により報告すること、算定を行っている年度における賃金改善の取組状況について、様式104「賃金改善中間報告書」により報告することについて、理解しました。
- 本評価料による収入については全て対象職員の賃上げに充当することについて、誓約します。
- 法人又はグループに属する場合は、当該法人内又はグループ内の本届出をする他の全ての保険薬局において、本様式に、同一内容（保険薬局コード、所在地及び名称は除く）を記入し、地方厚生（支）局長に届け出ています。（または、どのグループにも属していません。）

年 月 日 開設者名：

▶ 2つの様式のオレンジ色の欄を
すべて埋める必要があります。

様式の記入方法② ～対象職員の有無などを入力します

- 「2 対象職員の該当」のオレンジ色の欄  にチェックをお願いします

様式103 (続き)

◎必要記載項目

1 保険薬局コード

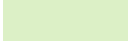
保険薬局名

2 対象職員の該当

対象職員の該当あり

※ 対象職員とは、当該保険薬局に直接勤務する職員をいう。ただし、他の保険薬局又は事業所を主たる勤務先とし、当該保険薬局における調剤業務等に直接従事していない管理的業務に専従する者（本部職員、エリアマネージャー等）は、対象職員に含めない。

（ただし、事業主、使用者、開設者、管理者、40歳以上の薬剤師並びに業務委託により勤務する者を除く。）

薄緑色  の欄は
他の欄から自動で転記
(記入不要)

対象者がいる場合
にチェック

- 調剤ベースアップ評価料によりベースアップを行う対象職員は、**当該保険薬局に直接勤務する職員**をいう。
- ただし、以下の者は対象職員に含めない。
 - ・ 事業主、使用者、開設者、管理者（いわゆる管理薬剤師）、40歳以上の薬剤師並びに業務委託により勤務する者
 - ・ 他の保険薬局又は事業所を主たる勤務先とし、当該保険薬局における調剤業務等に直接従事していない管理的業務に専従する者（本部職員、エリアマネージャー等）

様式の送付方法

- 届出は、作成したエクセルファイルを電子メールでお送りください。

メール画面のイメージ

宛先	●●● @mhlw.go.jp
本文	 <p>9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx</p> <p>●●薬局 電話番号：123-4567-7890</p>

提出先は、保険薬局がある地方厚生（支）局の都道府県事務所の専用メールアドレスです。
アドレスの一覧は[こちらへ](https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001684691.pdf)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001684691.pdf>

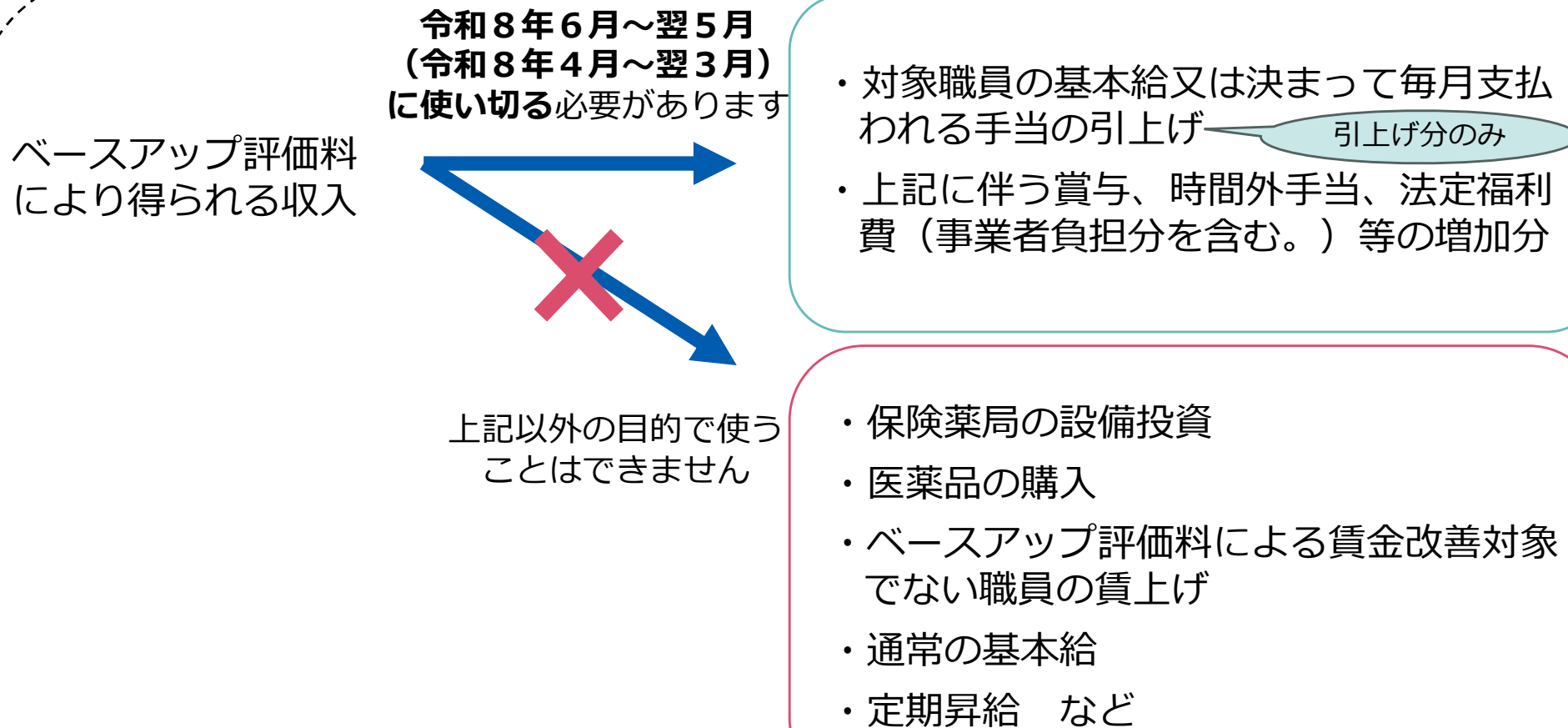
添付する Excel ファイルのファイル名に医療機関コードを記載してください。
例) 9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx

メール本文にも、署名等により保険薬局名及び**連絡先**を記載してください。

※メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。

届出を行った後の注意点～①ベースアップ評価料により得られる収入の用途

- ベースアップ評価料により得られる収入は、翌年5月までに、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ等に用いる必要があります。



届出を行った後の注意点～②改めて届出が必要なもの、定期的な報告

- 6月から調剤ベースアップ評価料の届出を行う場合、**5月までに**ベースアップ評価料の **届出書** を、同年8月に **中間報告書** (今年度の賃金改善の取組状況) と **実績報告書** (次年度の賃金改善の取組状況) を作成する必要があります。

(※ただし、令和8年度に届出を行った保険薬局については、令和9年度の **届出書** は不要です。)

令和8年			令和9年					
～	6月	～	8月	～	6月	～	8月	～

全ての保険薬局
で必要

届出書

ここまでに
作成したもの

R 8年度
中間報告書

届出書

※

R 8年度
実績報告書

R 9年度
中間報告書

- ◆ 報告に必要な書類は、届出書のエクセル画面の下部にある、「(別添1) 賃金改善実績報告書・中間報告書(調剤個店)」又は「(別添2) 賃金改善実績報告書・中間報告書(調剤法人)」から作成できます。(複数店舗分の賃金改善実績を通算して報告書を作成する場合は、別添2を用います。)

※見つからない場合には < > のボタンを押して該当する様式を探してください。

< > 別添2 様式103_調剤ベースアップ評価料 様式104_賃金改善実績報告書(調剤) (別添1)_実績報告書・中間報告書(調剤個店) (別添2)_実績報告書・中間報告書(調剤法人)